

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和48年徳島県規則第103号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事が設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 受注者は、この契約の締結の日（以下「契約日」という。）から14日（徳島県の休日定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）以内に<u>請負代金内訳書（材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を記載した書類をいう。以下「内訳書」という。）</u>を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。</p> <p>3 工程表及び<u>内訳書</u>は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>(工程表及び請負代金法定福利費内訳書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 受注者は、この契約の締結の日（以下「契約日」という。）から14日（徳島県の休日定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）以内に<u>請負代金法定福利費内訳書（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費のうち受注者の負担する額その他必要な事項を記載した書類をいう。次項において同じ。）</u></p> <p>_____を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。</p> <p>3 工程表及び<u>請負代金法定福利費内訳書</u>は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>
<p>(適正な労務費の確保等)</p> <p>第3条の2 <u>発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u></p> <p>2 <u>発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p> <p>3 <u>受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>(1) <u>適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u></p> <p>(2) <u>労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。</u></p> <p>4 <u>発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p>(1) <u>前項第1号の支払に関する書面</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の支払に関する書面</u></p> <p>5 <u>受注者は、前項の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。</u></p>	
<p>(下請負人の制限等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法 _____ 第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(下請負人の制限等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法 <u>昭和24年法律第100号</u>）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>整わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>調わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>整わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>調わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>整わない</u>場合にあっては、発注</p>	<p>(賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>調わない</u>場合にあっては、発注</p>

<p>者が定め、受注者に通知する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>整わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>発注者は、第3項及び第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>者が定め、受注者に通知する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>調わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第19条まで、第20条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>整わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第19条まで、第20条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が<u>調わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。<u>次項及び次条第4項</u>において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。<u>第8項及び次条第1項</u>において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 前項の超過額が相当の額に達し、その全額を返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が<u>整わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>9 (略)</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。<u>第37条</u>ただし書を除き、以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。<u>同条</u>ただし書を除き、<u>以下</u> 同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 前項の超過額が相当の額に達し、その全額を返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が<u>調わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>9 (略)</p>
<p>(前払金の使用等)</p>	<p>(前払金の使用等)</p>

<p>第37条 (略)</p> <p>2 受注者は、<u>中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）</u>、<u>動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</u></p>	<p>第37条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(部分払)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が<u>整わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額/請負代金額)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(部分払)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が<u>調わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額/請負代金額)</p> <p>7 (略)</p>
<p>(部分引渡し)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が<u>整わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額/請負代金額)</p>	<p>(部分引渡し)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が<u>調わない</u>場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額/請負代金額)</p>
<p>(あっせん又は調停)</p> <p>第57条 この規則の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が<u>整わなかった</u>ときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による徳島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停の申請をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(あっせん又は調停)</p> <p>第57条 この規則の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が<u>調わなかった</u>ときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による徳島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停の申請をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第60条 <u>この規則において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該電磁的方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(補則)</p> <p>第61条 (略)</p>	<p>(補則)</p> <p>第60条 (略)</p>